

## 1. 増設 ALPS 配管洗浄作業における作業員の被ばく事故

(2) 厚生労働省は、本件被ばく事故に関して、東電、元請会社、下請け会社に対してどのような指導を行ったのか明らかにすること。また2名の作業員が入院、治療を受けているが、労働者死傷病報告が提出されたのか、労災補償請求があったのか明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 労働安全衛生法では、労働者の安全や健康管理に関する措置等を義務づけているところ、法令違反の疑いが認められた場合には、労働基準監督署において調査し指導を行うなど、適切に対処することとしています。
- 2 指導内容及び労働者死傷病報告の提出の有無につきましては、個別の事案に関する事項のため回答を差し控えさせていただきます。
- 3 また、個別の事案に関する労災請求の有無についても、個人情報保護の観点から、回答は控えます。
- 4 一般論として、労働者から労災請求があった場合には、個別の事案ごとに適正に調査を行った上で労災補償の対象となるか否かを判断しています。

今後とも、労災請求に対して、迅速・適正に対応して

まいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(労働基準局補償課)

(5) 本件被ばく事故の原因の一つとして、現場の多重請負構造に問題があったことも指摘されている。労働基準監督機関は改めて偽装請負を調査すること。【厚労省】

(答)

- 1 個別の事案に関する内容はお答えを差し控えますが、一般論として、いわゆる偽装請負等、法違反の疑いがある場合には、都道府県労働局において調査を行い、法違反があれば是正のための指導を行うなど、事案に応じて適切に対処します。

(職業安定局需給調整事業課)

### 3. 福島第一原発の労災防止と労災補償について

(1) 2022年の労働災害の発生件数、内容について明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 2022年に福島第一原子力発電所敷地内で発生した休業4日以上死傷災害の件数は4件であり、災害の内容は、次のとおりです。

発生日時	災害の内容
令和4年 2月7日	遠隔無人重機のクローラーを取り外す作業中、当該クローラーと駆動輪の間に右手薬指を挟んだもの。
令和4年 4月1日	社用車のドアを閉めようとした際、手指をドアの縁とドアの間に挟んだもの。
令和4年 4月23日	作業現場へ向かう途中、縁石につまずいて転倒し、ひざを打ちつけたもの。
令和4年 10月31日	電線管敷設作業中に側溝を跨いだ際、段差部に踏み外して捻り、左足が側溝底部まで落ちて、左足踵を骨折したもの。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(2) 2022 年度の業務上災害の発生状況について、請求件数、支給決定件数、傷病名等を明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 2022 (令和 4) 年度の東京電力福島第一原子力発電所における作業員の負傷等に係る労災請求件数及び支給決定件数については、請求件数は 46 件、支給決定件数は 43 件となっています。
- 2 傷病名等については、負傷に係る請求件数及び支給決定件数がいずれも 14 件、放射線被ばくによる疾病に係る請求件数が 5 件、支給決定件数が 3 件、放射線被ばくによる疾病以外の疾病に係る請求件数が 27 件、支給決定件数が 26 件となっています。

事案		請求件数	支給決定件数
業務災害	負傷	14 件	14 件
	業務上疾病		
	放射線被ばくによる疾病	5 件	3 件
	その他疾病	27 件	26 件
計		46 件	43 件

※ 支給決定件数は 2022 年度中に支給決定した件数であり、2022 年度より前に請求がなされた事案も含まれています。

(労働基準局補償課)

#### 4. 固形がんに関する「当面の労災補償の考え方」見直しの必要及び労災認定基準について

(1) 「当面の労災補償の考え方」に沿って検討された固形がんの労災申請すべてについて、疾病、被ばく線量、検討結果、不認定の理由、を明らかにし、労災認定率を示すこと。【厚労省】

(答)

- 1 放射線被ばくによる疾病の請求状況は、平成 20 年度以降把握しており、東京電力福島第一原子力発電所を含む全国の原子力発電所で働かれた労働者からのがんの請求については、令和 4 年度末時点の数値で、請求件数は 59 件、そのうち支給決定件数は 19 件です。
- 2 また、固形がんに限った令和 4 年度末時点の数値では、請求件数は 36 件、そのうち支給決定件数は 5 件となっており、請求件数に対する支給決定件数の割合は約 14% となっています。
- 3 なお、不支給となった個々の請求事案に関する疾病名、被ばく線量、不認定の理由については、個人情報保護の観点から回答は控えます。

(労働基準局補償課)

(2)最新の INWORKS の報告をどのように認識しているか  
明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 当該報告は、仏・英・米の3か国の原子力施設作業従事者約30万人を対象とした、電離放射線被ばくと固形がんによる死亡に関する疫学調査であり、低線量被ばくにおいて、累積被ばく線量の増加と固形がんによる死亡リスクとの間に、一定の相関関係があることを報告しているものと認識しています。
- 2 一方で、低線量の電離放射線被ばくと固形がんの発症との因果関係については、医学的に明らかとはなっていないものと承知しております。
- 3 今後とも引き続き最新の医学的知見を収集し、適正な労災認定に努めてまいります。

(労働基準局補償課)

(3)最新の知見に基づき、「被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスク上昇が認められる」とする「当面の労災補償の考え方」を至急見直し、100mSv未滿の被ばくによって発症した固形がんを業務上認定すること。【厚労省】

(答)

- 1 電離放射線被ばくとがんの発病との関係については、医学専門家からなる「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」において、最新の医学的知見を踏まえたがんごとの当面の労災補償の考え方を取りまとめるとともに、最新の医学的知見の収集も行っているところですが、現在のところ、これまでに取りまとめたがんごとの労災補償の考え方を直ちに見直す状況にあるものとは考えておりません。
- 2 今後とも引き続き最新の医学的知見を収集し、適正な労災認定に努めてまいります。

(労働基準局補償課)



(4) 見直しのための「検討会」を至急に開くこと。【厚生  
労省】

(答)

- 1 厚生労働省においては、医学専門家からなる「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を定期的を開催し、これまでに取りまとめたがんごとの労災補償の考え方が最新の医学的知見に適合しているかという点についても確認を行っているところですが、現在のところ、これを直ちに  
見直す状況にあるものとは考えておりません。

(労働基準局補償課)

(5) 「労災補償制度のおしらせ」に見直しについての厚  
労省の見解や取り組みを掲載すること。【厚労省】

(答)

- 1 放射線被ばくによるがんなどの疾病の労災補償に関するリーフレットについては、毎年定期的に作成しており、新たに労災認定された「がん」や新たに労災補償の考え方を取りまとめた「がん」を追記するなど、逐次記載の見直しを行っております。
- 2 また、今年度作成したリーフレットについては、白血病の認定基準を新たに明記するなど、さらなる記載内容の充実を図っているところです。
- 3 今後とも放射線被ばくによる疾病に関する労災補償の周知に資するよう、必要に応じてリーフレットの記載内容の見直しを行ってまいります。

(労働基準局補償課)

(6) 現在の電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準において、「相当量の電離放射線に被ばくした事実があること」とする要件があるが、例えば白血病で、「電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数」とは、あくまで被ばく労働に従事した日数の合計日数であることを確認すること。【厚労省】

(答)

- 1 電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準では、白血病の認定基準として「相当量の電離放射線に被ばくした事実があること」等が要件として定められており、当該要件の「相当量」とは、業務により被ばくした線量の集積線量が、5 mSv に「電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数」を乗じて算出される値以上の線量をいうこととされています。
- 2 また、「電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数」については、被災者が電離放射線被ばくを受ける業務に従事した日数等を考慮の上、医学専門家からなる「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」において個別に判断することとしています。

(労働基準局補償課)

## 6. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

(1) 2023年度の放射線管理計画届、放射線作業届の件数を明らかにすること。労基署に提出した計画届、作業届を上回る放射線被ばくを受けた作業内容及び被ばく線量を具体的に明らかにすること。【厚労省、東電】

(答)

- 1 (前段について) 令和6年3月11日現在、放射線管理計画届は14件、放射線作業届は371件が提出されています。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(2) 汚染水処理の海上放出処理に従事する作業員の放射線被ばくリスクと対策について明らかにすること。

【厚労省、規制庁】

(答)

- 1 平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策を検討するとともに、作業の実施段階において作業時間の短縮、遮蔽用防護衣の着用などの作業管理上の対策を適切に実施すること、また、リスクアセスメントの実施を求めています。
- 2 今後も処理水の希釈放出が行われるものと承知しておりますが、引き続き、被ばく低減やリスクアセスメントの実施が適切に図られるよう、指導を徹底してまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(3) 福島第一原発事故から 13 年以上が経過した。今回の労働環境評価アンケートに従うと、震災以降の作業経験年数が 10 年以上の作業員数は 1149 名に上る。事故収束・廃炉業務における被ばく線量の管理・評価は 5 年を超えたら通算の年数で評価すべきである。このため作業経験 10 年以上の 1149 名の累積被ばく線量を線量分布の形式で明らかにすること。【東電、厚労省】

(答)

- 1 電離放射線障害防止規則により、管理区域内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルト、かつ、1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないように規制しています。
- 2 その上で、平成 27 年 8 月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、発電所構内の労働者が一定の線量を超える被ばくをするおそれがある放射線業務及び工事について、発電所長又は元方事業者は、あらかじめ、放射線管理計画や放射線作業届を富岡労働基準監督署に提出することで、線源の遮へい、線源からの離隔距離の確保等の被ばく低減対策を実施することとしています。

3 引き続き、労働者の被ばく低減が適切に図られるよう、指導を徹底してまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

## 7. 作業員の健康管理と救急医療体制（ER）及び産業保健活動

（3）東電のこれまでの回答では、2021年3月までに、ERから外部搬送された145人の内訳では心筋梗塞13人、脳卒中11人、2022年度は7件中、高血圧緊張症、くも膜下出血疑いが各1件だった。「東京電力第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、東電や元請事業者に熱中症対策を適切に実施するよう別紙で具体的に規定している。作業員の脳・心臓疾患の予防対策についても「ガイドライン」に明記し、東電及び元請事業者に対して監督指導すること。【厚労省】

（答）

- 1 「東京電力第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、日常的な健康管理として、作業開始前に労働者の体調確認を行うよう規定しているほか、健康診断の結果で健康の保持に努める必要がある労働者、長期にわたり発電所の作業に従事している者に対して保健指導を実施するよう規定しています。
- 2 また、過去の健康診断の結果や、調査票を用いた検査等から、心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対し、日常的な体調の確認を徹底するとともに、保健指導の実施等により、脳・心臓疾患の予防対策について万全を期



すようガイドラインに規定しているところです。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

## 8. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

(1) 現在までの最新の実施状況を明らかにすること。【厚労省】

(答)

1 東電福島第一原発緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況については、直近では2023年9月に、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が1年間につき50ミリシーベルトを超えた方に対する「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(※1)に基づくがん検診等の受診率と相談窓口の相談件数等(※2)を公表いたしました。

2 次回は、令和5年4月から令和6年3月までのがん検診等の受診状況を含む長期的健康管理の実施状況をとりまとめて、本年秋頃に公表をする予定で作業を進めてまいります。

※1 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための方針

[0000129960.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/0000129960.pdf)

※2 2023年9月25日公表

・受診率(令和4年4月から令和5年3月末まで)

白内障に関する眼の検査: 50.5%(受診者446人/対象者883人)、がん検診等:  
83.2%(受診者144人/対象者173人)

・相談件数(令和4年4月から令和5年3月末まで)

健康相談：729件、データベース情報照会対応：658件

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(2) がん検診等の検査内容を明らかにすること。【厚労省】

(答)

- 1 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(※)に基づき、胃がん、肺がん及び大腸がん検診、白内障に関する眼の検査並びに甲状腺の検査等を実施しています。
- 2 詳細な検査項目や検査頻度等については、厚生労働省ホームページに掲載している当該指針をご参照ください。

※ 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

[0000129960.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(3) 2022年4月から23年3月末でのがん検診等の受診対象者数は173人、受診者数144人(受診率83.2%)であるが、がん検診等の結果について調査するとともに、労災補償に関する情報を周知徹底し、請求勧奨に取り組むこと。【厚労省】

(答)

- 1 がん検診については、対象者の長期的健康管理を目的として実施しており、当該検診の結果については、受診者のうち、同意を得た方からのみ当省にご報告いただいています。
- 2 また、がん検診等の結果に係る調査に関しては、対象者を含む緊急作業従事者の方々のご協力を得て、がんを含む放射線被ばくによる影響について調査している疫学研究を平成26年度から行っています。
- 3 疫学研究においては、緊急作業従事者の健康状態を生涯にわたって追跡することとしており、長期的に研究を続けてまいります。
- 4 また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の緊急作業従事者に対しては、毎年個別に放射線被ばくによるがんなどの疾病の労災補償に関するリーフレットを直接送付す

ること等を通じて周知を行っており、今後とも請求勧奨に取り組んでまいります。

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(労働基準局補償課)

(4) 3か国原子力施設労働者疫学調査 (INWORKS) の結果を尊重し、がん検診の対象を 100mSv 未満に拡大すること。【厚労省】

(答)

- 1 緊急作業従事者のうち、電離則による緊急作業時における従来の被ばく限度である 100mSv を超えて被ばくした労働者については、被ばく線量の増加に伴う健康障害の発生が懸念されることから、通常電離則に基づく特殊健康診断に加え、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(※)に基づき、がん検診等を実施することとしています。
- 2 要請項目 4 (2) にもあるとおり、当該調査の結果が報告されていることは認識していますが、100mSv 未満の低線量の電離放射線被ばくと、がんの発症との因果関係については、医学的に明らかとはなっていないものと承知しております。
- 3 以上から、現在のところ、指針の対象者の考え方を見直す状況にあるものとは考えておりません。

※ 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

[0000129960.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)



(5) 福島第一原発緊急作業従事者だけでなく、すべての原子力関連施設で放射線業務に従事する作業員に放射線被ばくによるがんなどの放射線障害の労災補償について周知徹底すること。【厚労省】

(答)

1 東京電力福島第一原子力発電所事故後の作業従事者への放射線被ばくによる疾病に関する労災補償の周知については、放射線被ばくによるがんなどの疾病の労災補償に関するリーフレットを作成し、緊急作業従事者に直接送付するとともに、東京電力を通じて、東京電力福島第一原子力発電所で働く全ての労働者に配布しています。

また、このリーフレットは、福島労働局を含め、全労働局及び監督署において配布しているほか、厚生労働省のホームページにも掲載し、周知を行っています。

2 さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故後の作業従事者に発症したがんの労災認定事案については、同じような状況にある方に認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、プレスリリースにより公表を行っています。

今後とも放射線被ばくによる疾病に関する労災補償の周知に努めてまいります。

(労働基準局補償課)

(6) 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学研究について、同研究への緊急作業従事者の参加状況及び研究の現状と今後の課題について明らかにすること。  
【厚労省】

(答)

- 1 「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究」については、緊急作業従事者 19,812 名全員を対象として、被ばく線量による健康影響等を調査することとしています。参加状況は、令和 4 年度の研究報告書（※ 1）において、「平成 26 年の本研究開始から令和 4 年 12 月 31 日までの研究参加者は、研究参加同意者 8,023 名（40.5%）」（※ 2）となっています。
- 2 現時点における研究の現状は、健診等による健康状況の把握、交絡因子の把握等を行ってきたところです。
- 3 令和 5 年 3 月に報告された第 2 期研究に対する第三者評価委員会報告書（※ 3）では、累積研究参加者数等について、「参加者の理解と、研究者の努力として評価されるべきものとする。」と評価されています。また、今後の課題については、第 3 期研究に向けての提言において、現在の研究参加者の追跡・確保・脱落防止及び研究遂行体制の整備等の提言を受けました。

4 これらの提言等を踏まえ、例えば、研究参加者が受診できる健診の充実や継続的な研究が実施できる体制の整備等、課題の解決に取り組んでいるところです。

※1 「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究」に関する研究報告書

[https://www.news.johas.go.jp/hp/doc\\_report.html](https://www.news.johas.go.jp/hp/doc_report.html)

※2 参加拒否者 3,843 名 (19.4%)、未返信者 4,992 名 (25.2%)、宛先不明者 1,734 名 (8.8%)、死亡 757 名 (3.8%)、その他 463 名 (2.3%)。

※3 第三者評価委員会報告書

[https://www.news.johas.go.jp/hp/pdf/thirdparty\\_committee\\_20230331.pdf](https://www.news.johas.go.jp/hp/pdf/thirdparty_committee_20230331.pdf)

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)